

## 調査（統計調査以外）に関する取りまとめ

平成 29 年 6 月 12 日  
行政手続部会

### 1. 調査（統計調査以外）の取組の対象

調査（統計調査以外）の取組の対象は、調査票への記入やヒアリング調査への回答を求めることにより行う、事業者に対する調査やアンケートとする。

（注）個別法上、監督官庁等に付与された資料提出命令、報告の徴収、立入検査等の権限に基づき行う調査については、「行政手続部会取りまとめ」（平成 29 年 3 月 29 日）において、「情報提供に対する協力（調査・統計に対する協力を除く）」として、取組の対象から除外している。

### 2. 統計法に基づく統計調査と調査（統計調査以外）の相違点

調査（統計調査以外）について、行政手続部会取りまとめの「Ⅱ 3.

（4）削減目標」において、「調査・統計に対する協力」のうち、統計法に基づく統計調査とは別途検討を行うとされていることから、調査（統計調査以外）の検討においては、統計調査との相違点を踏まえて行うこととする。

統計調査については、統計法において、「統計の作成を目的として・・・事実の報告を求めることにより行う調査」とされているのに対して、調査（統計調査以外）については、統計法は適用されないことから、その作成の目的や報告の内容は定められていない。また、統計調査については、統計法に基づき、実施の際に総務大臣の事前承認が必要であるのに対し、調査（統計調査以外）については、統計法は適用されないことから、調査（統計調査以外）は、各省庁が所掌事務遂行上、必要に応じて随時行うことができる。

一方、作成の目的、報告の内容、事前承認の有無に違いはあっても、事業者目線で考えた場合、調査票への記入など事業者の負担に違いはない。

報告の内容 目的	事実	事実以外 (意識)
統計の作成	統計調査	調査（統計調査以外）
統計の作成以外 (個別利用)	調査（統計調査以外）	調査（統計調査以外）

### 3. 調査（統計調査以外）の特性を踏まえた検討

#### （1）削減目標

調査（統計調査以外）については、重点分野である「調査・統計に対する協力」に含まれ、統計調査と調査（統計調査以外）において、事業者の負担に違いはないことから、行政手続コストの削減に取り組む必要がある。

しかしながら、調査（統計調査以外）は、各省庁が所掌事務遂行上、必要に応じて随時行うものであり、調査票への記入を求めるものやヒアリング調査への口頭の回答を求めるものなど多様な方式で実施され、緊急に実施することが必要なものも含まれることから、あらかじめ、個々の調査を洗い出し、計画的に調査（統計調査以外）の全体像を把握することは困難ではないかと考えられる。

また、これらのうち、定期的実施されていないもの又は今後定期的実施される予定のないものについては、その時々行政ニーズに応じて政府として調査を行う必要があるものであることから、削減目標を設定する方法はなじまないと考えられる。

他方、定期的実施されているものとして、これまで実施した事業者に対するアンケート調査において把握されたものについては、重点分野以外のヒアリング項目を検討する際に併せて検討する。関係省庁に、行政手続部会取りまとめにおける「行政手続簡素化の3原則」及び「行政手続コスト削減に際し取り組むべき事項」を踏まえた見直しについて検討されたい旨及び本年9月以降、行政手続部会においてその検討状況を確認することがありうる旨を伝達することとする。

#### （2）削減方策

調査（統計調査以外）については、行政手続部会取りまとめに基づいて、「行政手続簡素化の3原則」及び「行政手続コスト削減に際し取り組むべき事項」に沿って、取組を進めることが前提となる。

統計改革推進会議の最終取りまとめ（29年5月19日）において、統計調査の報告者負担の軽減策についての取りまとめが行われたが、そのうち調査（統計調査以外）についても同様の取組が可能な以下の項目については、行政手続部会として、各省庁に取組を求めるものとする。

- ① 統計委員会が行う報告者の声の募集について、調査（統計調査以外）に関しては、対応案の公表、対応状況のフォローアップ等を同委員会と行政手続部会が連携して行う。ただし、個別の調査（統計調査以外）について具体的な改善の提案の声がある場合は、各省庁が対応案を検討する。

（統計改革推進会議最終取りまとめ 4.(1)①参照）

- ② 各省庁で調査（統計調査以外）を新たに行おうとする者は、その設計等に先立って、求めるデータの有無や所在を、自省庁のEBPM推進統括官に確認する。

（統計改革推進会議最終取りまとめ 4.(1)④参照）

- ③ 各省庁は、調査（統計調査以外）の設計に当たっては、事業者との協働による調査設計を行う、報告者の声を求めるなどにより、報告者の負担軽減を図る。

（統計改革推進会議最終取りまとめ 4.(1)①参照）

- ④ 各省庁における調査（統計調査以外）に対する報告者の負担の声の受付、調査部局・作成部局への橋渡し、調整等については、EBPM推進統括官の総括の下で行うこととし、必要な体制を整備する。

（統計改革推進会議最終取りまとめ 4.(1)④参照）